

令和 7 年 第 1 回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 7 年 7 月 31 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目

次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○臨時議長の紹介及び挨拶	4
○開会及び開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○広域連合長の挨拶	5
○諸般の報告	5
○選挙第1号	6
○議長就任の挨拶	7
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○選挙第2号	8
○同意第1号の上程、説明、採決	9
○副広域連合長（区の長）就任の挨拶	10
○同意第2号の上程、説明、採決	10
○同意第3号の上程、説明、採決	11
○副広域連合長（町及び村の長）就任の挨拶	13
○同意第4号の上程、説明、採決	13
○監査委員就任の挨拶	14
○議案第13号及び議案第14号の一括上程、説明、採決	14

○議案第15号の上程、説明、採決	16
○議案第16号の上程、説明、採決	17
○議案第17号の上程、説明、採決	19
○議案第18号の上程、説明、採決	20
○選挙第3号	21
○選挙第4号	22
○陳情第1号の参考意見、討論、採決	23
○陳情第2号の参考意見、討論、採決	27
○閉会の宣告	30
○会議録署名	31
○議決結果	33
○議席表	35

令和7年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和7年7月31日 午後2時00分開議

出席議員（25名）

1番	池田 ともり	17番	島 村 和 成
2番	ゆうき くみこ	19番	前 川 浩 子
4番	石 川 義 弘	20番	渡 辺 純 也
5番	佐 藤 篤	21番	古 川 陽 菜
6番	おのせ 康裕	22番	今 村 る か
8番	いたい ひとし	23番	清 水 学
9番	一 柳 直 宏	24番	佐 藤 徹
10番	森 たかゆき	26番	村山 じゅん子
11番	青 木 博 子	27番	高野 ふみお
12番	斎 藤 泰 紀	28番	石 井 伸 之
13番	田 中 いさお	29番	三 原 智 子
14番	上 野 ひろみ	30番	小 川 龍 美
16番	伊藤 よしのり		

欠席議員（6名）

3番	渡 辺 清 人	18番	山内 公美子
7番	大 森 昭 彦	25番	田 原 茂
15番	た だ 太 郎	31番	山 本 忠 志

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	吉 住 健 一	企画調整課長	福 田 洋 之
副広域連合長	斉 藤 猛	管 理 課 長	細 山 克 昭
副広域連合長	師 岡 伸 公	資格保険料課長	丸 田 康 隆
副広域連合長	山 田 秀 之	給付管理課長	橋 本 忠 幸
総 務 部 長	八重樫 高 明	会 計 管 理 者	並 木 宏 之
保 険 部 長	宇 野 智 則	代表監査委員	清 水 耕 次
総 務 課 長	高 橋 昌 弘	選挙管理委員会 書記 長	福 田 洋 之

職務のため出席した者の職氏名

議会書記長 高橋 昌弘

議会書記 畠 規之

議会書記 渡邊 英基

議会書記 杉田 恒介

議事日程

日程第1 選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

<追加議事日程>

追加日程第1 会期の決定について

追加日程第2 選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

追加日程第3 同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

追加日程第4 同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

追加日程第5 同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

追加日程第6 同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

追加日程第7 議案第13号 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

追加日程第8 議案第14号 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

追加日程第9 議案第15号 東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第10 議案第16号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

追加日程第11 議案第17号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第12 議案第18号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第13 選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

- 追加日程第14 選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙
- 追加日程第15 陳情第1号 後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長
するよう国に意見書を提出することを求める陳情
- 追加日程第16 陳情第2号 高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう
国に意見書を提出することを求める陳情

会議に付した事件

議事日程のとおり

○高橋議会書記長

議会書記長の高橋でございます。

本日は、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙後、最初の議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時議長として、議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員の中で、斎藤泰紀議員が年長議員でございます。斎藤議員、どうぞよろしく願いいたします。

○斎藤臨時議長

着座のままで失礼をお許しいただきたいと思います。

ご紹介いただきました、荒川区議会の斎藤でございます。

臨時議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和 7 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

議事の進行上、仮議席を指定させていただきます。

仮議席は、お手元に配布させていただいております仮議席表のとおり、指定させていただきます。

本日の出席議員は 25 名、欠席議員は 6 名であります。

定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開かせていただきます。

また、議案説明のために、地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づきまして、広域連合長以下、関係職員の出席を求めていますので、ご報告させていただきます。

はじめに、広域連合長から発言の申出がございますので、許可いたします。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○斎藤臨時議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

広域連合長の吉住でございます。

令和7年第1回臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の臨時会は、広域連合議会議員改選後、初めての議会でございます。

後期高齢者医療制度の運営に当たり、新たに選出されました広域連合議会議員の皆様と十分に協議、連携してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

今年度は、2年に1度の保険料率改定作業を行ってまいります。令和8年度、9年度の保険料率改定に当たっては、被保険者数や医療給付費の増加をはじめ、子ども・子育て支援金等の制度改正による新たな拠出など、後期高齢者医療制度をめぐる様々な状況の変化に、的確に対応することが求められています。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましても、制度の仕組みを被保険者等の皆様に、より一層ご理解いただけますよう、引き続き、丁寧に周知を図る必要がございます。

このような状況下におきまして、62市区町村を構成団体とする広域連合の長として、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、最善を尽くしてまいります。

本臨時会では、正副議長選挙をはじめとする、これからの議会運営等に関する基本的事項を決定していただきます。

また、人事同意案4件、令和7年度補正予算案2件、条例改正案4件の、合わせて10件を提出させていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○斎藤臨時議長

どうもありがとうございました。

次に、議会書記長から諸般の報告をさせていただきます。

○高橋議会書記長

議会書記長の高橋でございます。

それでは、本日机上に配布させていただきました文書等につきまして、ご報告いたします。まず、諸般の報告としてお配りしたものが5点ございます。

1点目「東京都後期高齢者医療広域連合議会 仮議席表」、2点目「令和7年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会 議事日程 第1号」、3点目「令和7年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会 発言通告表」、4点目「令和6年度1月分から令和

7年度6月分までの例月出納検査の結果について」でございます。

次の5点目「選挙管理委員・同補充員指名推選候補者名簿」につきましては、本会議の後半に行います、選挙管理委員及び同補充員の選挙の際にご覧いただくものでございます。

これらの配布をもちまして、内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

報告は以上でございます。

○斎藤臨時議長

ありがとうございました。

これより、本日の議事日程に入ります。

なお、議員の発言は自席で行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

はじめに、日程第1、選挙第1号「東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選で行いたいと思います。

ご異議無しでよろしいですか。

<「異議無し」の声有り>

○斎藤臨時議長

ご異議無しと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定させていただきます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

<「異議無し」の声有り>

○斎藤臨時議長

ご異議無しと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定させていただきます。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、石川義弘議員を指名させていただきたいと思っています。これにご異議ございませんでしょうか。

<「異議無し」の声有り>

○斎藤臨時議長

ありがとうございます。

ご異議無しと認めさせていただきます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、石川義弘議員が当選されました。

石川議員が議場におられますから、口頭をもって、この旨、告知をさせていただきます。

以上で、臨時議長としての職務を終了いたしましたので、石川議長と交代させていただきます。お力添え、ご協力ありがとうございました。

それでは、石川議長、議長席の方をお願いいたします。

<斎藤臨時議長、石川議長と交代>

○石川議長

ただいま、皆様のご推挙をいただきまして議長職を務めさせていただくことになりました、台東区議会の石川義弘でございます。

円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに、議席の指定を行います。

議席は、お手元に配布させていただきました仮議席表のとおり指定いたします。

次に、会議規則第 80 条の規定に基づき、会議録署名議員を指名いたします。

13 番、田中いさお議員、20 番、渡辺純也議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、書記より追加日程を配布いたしますので、そのままお待ちください。

<書記、追加日程配布>

○石川議長

日程の追加につきまして、お諮りいたします。

ただいまお手元に配布させていただきましたとおり、会期の決定について、ほか 15 件に

つきまして、本日の日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無いようですので、そのようにいたします。

追加日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、追加日程第2、選挙第2号「東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に、山内公美子議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に、山内公美子議員を当選人と決定いたしました。

なお、ただいま副議長に当選されました山内公美子議員につきましては、本日欠席でございますので、文書をもって、この旨を告知いたします。

次に、追加日程第3、同意第1号「東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

議案集の1ページをお開きください。同意第1号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項第1号イの規定に基づき、区の長から選任しておりました、斉藤猛副広域連合長は、令和7年7月26日に副広域連合長の任期を満了したため、現在、副広域連合長が欠けている状況でございます。

後任につきましては、引き続き、特別区長会副会長である斉藤猛江戸川区長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

同意第1号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。よって、同意第1号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました斉藤副広域連合長の入場を求めます。

<斉藤副広域連合長、入場>

○石川議長

それでは、斉藤副広域連合長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○斉藤副広域連合長

ただいまご紹介をいただきました、江戸川区長の斉藤でございます。

この度、副広域連合長への再度の選任のご同意を賜り、誠にありがとうございます。

前期に引き続き、全力で副広域連合長の職責を務めてまいりたいと思います。

どうぞご協力のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○石川議長

ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

次に、追加日程第4、同意第2号「東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

議案集の５ページをお開きください。同意第２号についてご説明いたします。

広域連合規約第１２条第４項第１号ロの規定に基づき、市の長から選任しておりました、渡部尚副広域連合長は、令和７年５月１日に副広域連合長を退職したため、現在、副広域連合長が欠けている状況でございます。

後任につきましては、市長会会長である加藤育男福生市長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

同意第２号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第２号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、同意第２号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

なお、ただいま副広域連合長に選任されました加藤副広域連合長につきましては、本日、欠席でございます。

次に、追加日程第５、同意第３号「東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

議案集の 9 ページをお開きください。同意第 3 号についてご説明いたします。

広域連合規約第 12 条第 4 項第 1 号ハの規定に基づき、町及び村の長から選任しております、杉浦裕之副広域連合長は、令和 7 年 5 月 15 日に、瑞穂町長の任期満了に伴い、副広域連合長を退職したため、現在、副広域連合長が欠けている状況でございます。

後任につきましては、町村会会長である師岡伸公奥多摩町長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

同意第 3 号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第 3 号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、同意第 3 号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました師岡副広域連合長の入場を求めます。

<師岡副広域連合長、入場>

○石川議長

それでは、師岡副広域連合長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○師岡副広域連合長

ただいまご紹介いただきました、奥多摩町長の師岡でございます。

この度は、町村を代表する副広域連合長の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。
しました。

副広域連合長として、誠心誠意、努めさせていただきますので、皆様、どうぞよろしくお願い
いたします。

○石川議長

ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

次に、追加日程第6、同意第4号「東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意
について」を議題といたします。

本件は、一柳議員に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となります
ので、一度ご退場をお願いいたします。

<一柳議員、退場>

○石川議長

本件について、提案理由の説明を求めます。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

議案集の13ページをお開きください。同意第4号についてご説明いたします。

広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会議員のうちから選任されてお
りました、ひやま真一監査委員は、令和7年7月1日に広域連合議会議員の任期を満了した
ため、現在、議員選出の監査委員が欠けている状況でございます。

後任につきましては、一柳直宏議員が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでござ
います。

以上、何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

同意第４号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第４号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、同意第４号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、一柳議員の再入場を求めます。

<一柳議員、入場>

○石川議長

それでは、一柳議員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○９番 一柳議員

ただいま、監査委員に選任をいただきました、渋谷区の一柳直宏でございます。

監査業務につきましては、どの自治体においても都民の方の関心が高く、重要性が増しているものと認識をいたしております。

皆様のお力添えを賜りまして、職責を精一杯、全うしてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○石川議長

ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

次に、追加日程第７、議案第１３号「令和７年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」、及び、追加日程第８、議案第１４号「令和７年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま一括議題となりました、令和7年度補正予算案についてご説明いたします。

議案集の17ページをお開きください。

まず、議案第13号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億9,096万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を、77億2,467万円とするものであります。

19ページをお開きください。

補正の内容は、「第1表 歳入歳出補正予算」でご説明いたします。

国からの要請により、全被保険者ヘリーフレットを個別送付することになり、その送付に必要な金額を、後期高齢者医療特別会計の予備費から充用いたしました。

今回の補正は、この充用した予備費を、充用前の10億円に戻すため、まず一般会計において増額するものであります。

内容についてご説明いたします。

まず歳入でございます。

「第5款 繰入金」は、財政調整基金を取り崩すため、2億9,096万5,000円を増額いたします。

次に、歳出でございます。

歳入した額と同額を特別会計に繰り出すため、「第3款 民生費」を増額いたします。

続きまして、議案集の21ページをお開きください。

議案第14号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億9,096万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を、1兆6,401億9,940万2,000円とするものであります。

す。

23 ページをお開きください。

補正の内容は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

まず、歳入でございます。

「第 7 款 繰入金」は、一般会計からの繰出金を受け入れるため、2 億 9,096 万 5,000 円を増額いたします。

次に、歳出でございます。

「第 9 款 予備費」は、予備費を充用前の 10 億円に戻すため、歳入した額と同額を増額いたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、ご説明といたします。

何とぞご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

議案第 13 号及び議案第 14 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより 1 件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 9、議案第 15 号「東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました、議案第 15 号「東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

議案集の 25 ページをお開きください。

本条例は、常勤の副広域連合長の給料月額及び期末手当の支給月数について、都内の副市区町村長の給料月額及び期末手当の支給月数を鑑みて、改正するものでございます。

なお、本条例は令和 7 年 8 月 1 日から施行するものとしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、ご説明といたします。

何とぞご決定賜りますよう、お願いいたします。

○石川議長

議案第 15 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 10、議案第 16 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました、議案第 16 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案集の 27 ページをお開きください。

令和 6 年の人事院勧告を受け、国において、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当等を支給するための法改正が行われました。

また、国との均衡を図るため検討が必要との特別区人事委員会の勧告を受け、特別区においても条例改正が行われました。

広域連合職員の給与については、特別区職員に準ずることとしていることから、所定の支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給するための改正を行うものでございます。

議案第 16 号の改正については、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用するものでございます。

以上、何とぞご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

議案第 16 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、全員>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 11、議案第 17 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました、議案第 17 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案集の 29 ページをお開きください。

国において、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正が行われたことに対応するため、特別区においても条例改正が行われました。

広域連合職員の勤務時間等については、特別区職員に準ずることとしていることから、以下 2 つの改正を行うものでございます。

1 つ目の改正は、令和 7 年 4 月 1 日施行分の法改正に対応するため、所定外労働の制限対象を、「3 歳未満の子を養育する労働者」から、「小学校就学前の子を養育する労働者」まで拡大すること、介護に直面した旨の申出をした職員に対し、介護休業制度等を周知するとともに、制度等の利用について意向確認を行うこと、介護離職防止のため、雇用環境の整備を行うこと、子育て部分休暇を創設することについて規定するものでございます。

この改正の施行日は公布の日とし、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用するものでございます。

2 つ目の改正は、令和 7 年 10 月 1 日施行分の法改正に対するため、妊娠、出産等について申出をした職員に対し、育児期の柔軟な働き方を実現するための制度等を周知するとともに、制度等の利用について意向確認を行うことを規定するものでございます。

この改正の施行日は、令和 7 年 10 月 1 日としてございます。

以上、何とぞご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

議案第 17 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 12、議案第 18 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました、議案第 18 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案集の 33 ページをお開きください。

国において、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正が行われたことに対応するため、特別区においても条例改正が行われました。

議案第 17 号の説明でも申し述べさせていただきましたとおり、広域連合職員の勤務時間等については、特別区職員に準ずることとしていることから、広域連合職員の育児休業に、「部分休業の取得パターン」を追加する改正等を行うものでございます。

議案第 18 号の改正については、施行日は令和 7 年 10 月 1 日としてございます。

以上、何とぞご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

議案第 18 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に追加日程第 13、選挙第 3 号「東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

お手元にお配りいたしました、「東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 選挙管

理委員・同補充員指名推選候補者名簿」をご覧ください。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、高村直樹さん、池田祥子さん、鈴木利廣さん、永田政弘さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、当選人と決定することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、先ほど指名させていただきました4名の方が、東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の当選人に決定いたしました。

なお、ただいま選挙管理委員に当選した4名には、文書をもって、この旨を告知いたします。

次に、追加日程第14、選挙第4号「東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとし、補充順位は指名順といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 選挙管理委員・同補充員指名推選候補者名簿」をご覧ください。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に、古川斗記男さん、黒澤菜穂子さん、大畑修さん、田嶋光男さんの4名を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、当選人と決定することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、先ほど指名させていただきました4名の方が、東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人に決定いたしました。

なお、ただいま選挙管理委員補充員に当選した4名には、文書をもって、この旨を告知いたします。

次に、陳情2件について議題といたしますが、この際、お諮りいたします。

陳情2件の審議については、委員会への付託を省略し、これまでの陳情審査同様、本会議において広域連合の参考意見を聴取した後、通告のありました討論を経て、採択、不採択を審議させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、本会議において採択、不採択の審議をさせていただきます。

それでは、追加日程第15、陳情第1号「後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長するよう国に意見書を提出することを求める陳情」を議題といたします。

本陳情に対する執行機関の参考意見を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

陳情第1号「後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置の延長に関する陳情」についてご説明いたします。

本陳情の趣旨は、高齢者が安心して必要な医療を受けることができるよう、国に対し、後期高齢者医療制度の2割負担者に対しての配慮措置の延長を求めるべきだという内容でございます。

この2割負担者に対する配慮措置については、子ども・子育て支援の拡充や予防・健康づくりの強化等を通じて、全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度を構築することを目的に、令和4年10月から導入されたものです。

東京都後期高齢者医療広域連合も加入する全国後期高齢者医療広域連合協議会では、令和7年6月4日に開催された令和7年度広域連合長会議において、厚生労働省に対して、「後期高齢者医療制度の見直しを行う場合には、高齢者にとっても分かりやすい制度への改正とし、大きな混乱が起きないように慎重に行うこと、できる限り負担のかからない制度設計とすること、また、令和4年10月から導入された窓口2割負担の影響の分析、評価のさらなる検証を行い、広域連合・被保険者等に十分な理解が得られるよう周知等に努めること」との要望書を提出しており、国に対して、引き続き、慎重な制度設計とさらなる検証を求めています。

また、これまで東京都後期高齢者医療広域連合としても、2割負担者の受診傾向を確認するための追跡調査を行っておりますが、5月19日現在、1割負担者と2割負担者のひと月当たりの平均受診日数の比較では、2割負担者の方が1人当たり0.16日少ないという結果にとどまっており、現状において、特段の受診控えは発生しておらず、その影響は大きくないものと認識しております。

以上でございます。

○石川議長

これより討論を行います。

陳情第1号について通告がございましたので、発言を許可いたします。

8番 いたいひとし議員。

○8番 いたい議員

発言通告書に基づいて討論いたします。

陳情第1号に反対の立場で討論します。

後期高齢者医療にかかる費用は、患者負担を除いて、約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を後期高齢者の保険料で賄っています。

厚労省によると、2008年から2022年にかけて、高齢者1人当たりの保険料が1.2倍、5,332円から6,472円に増えてましたが、現役世代1人当たりの支援金は、それを上回る1.7倍、2,980円から5,456円の増加となりました。

さらに、大企業の社員を中心とした健康保険組合や中小企業の社員などが入る全国健康保険協会など、赤字で運営が苦しく、中には解散する動きが顕著になっています。

全国で806万人と言われる団塊の世代の方は、2022年から2025年にかけて、全員が後期高齢者となります。

そうすると、現役世代の負担が一層重くなる恐れがあります。

今回の改正は、給付は高齢者、負担は現役世代が中心という従来の社会保障の構造を見直し、高齢者へも十分配慮した上で、現役世代の負担を抑える措置を講じるものであります。

この見直しにより、2025年度には、全国で年間830億円の現役世代の負担を軽減できると見込まれています。

すなわち、今回の改正は、少子高齢化に対応した全世代型社会保障の構築に向けて、給付と負担を見直す必要不可欠なものと考えます。

また、この3年間、配慮措置を行ってきたことも踏まえ、この陳情には反対します。

以上です。

○石川議長

続きまして、通告がございましたので発言を許可いたします。

30番 小川龍美議員。

○30番 小川議員

議長の許可をいただきましたので、陳情第1号「後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長するよう国に意見書を提出することを求める陳情」に反対の立場から討論

させていただきます。

後期高齢者医療制度における2割負担者に対する配慮措置は、2022年10月1日から2025年9月30日までの3年間、外来医療の窓口負担増加額を、月3,000円までに抑えるものでございます。

この配慮措置は、75歳以上で、一定以上の所得のある方の医療費窓口負担が、1割から2割に引き上げられたことに伴い、負担増を緩和するために設けられました。

陳情者は物価高騰を考慮し、配慮措置の延長を求めているものでございますが、この物価高騰に対して、国は2024年度補正予算や、2025年度予算におきまして、様々な物価高騰対策で対応しております。

低所得者に対しては、低所得世帯向け給付金として、1世帯3万円を給付し、所得税の減税としては、課税最低限を160万円に引き上げることにより、1人当たり、2万円から4万円の負担減に繋がっております。

また、電気・ガス料金の支援を7月から9月に実施し、標準的な家庭で、3ヶ月で3,000円程度の負担減となるようでございます。

そのほか、重点支援地方交付金6,000億円を計上し、地方自治体が物価高騰対策を行うことを支援しております。

国は、2025年9月末で終了する激変緩和措置を丁寧に周知するために、すでに令和6年度の補正予算に、広報経費を計上し、リーフレットやポスターで激変緩和措置を周知しております。

後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長して欲しいとの陳情者の思いは理解するところでございますが、物価高騰対策は実施されており、激変緩和措置としては、この3年間でその役割を果たしているものと理解いたします。

よって、本陳情に対しましては反対の立場を表明し、討論いたします。

○石川議長

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第1号につきまして、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者少数です。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第16、陳情第2号「高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう国に意見書を提出することを求める陳情」を議題といたします。

本陳情に対する執行機関の参考意見を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

陳情第2号「高額療養費の自己負担限度額引き上げに関する陳情」についてご説明いたします。

本陳情の趣旨は、高齢者の生活を一層圧迫し、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を脅かさないよう、現在凍結されている高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回すべきだという内容でございます。

この高額療養費の自己負担限度額の引き上げについては、高齢化や高額薬剤の普及等により、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた背景から、セーフティーネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全世代の保険料負担の軽減を図る観点から、国において検討が進められているものです。

東京都後期高齢者医療広域連合も加入する全国後期高齢者医療広域連合協議会では、令和7年6月4日に開催された令和7年度広域連合長会議において、厚生労働省に対して、高額療養費の再検討に当たっては、「制度の見直しを行う場合には、被保険者の実態を十分に把握し、当事者の意見に耳を傾けた上で、一部の被保険者に負担が偏らないよう、慎重に協議を進め、被保険者にも分かりやすい制度とするとともに、急激な負担増とならないよう、激変緩和措置の設置を検討すること」などの要望書を提出しており、国に対して、引き続き、慎重な協議を進め、急激な負担増とならないよう求めています。

現在、厚生労働省の専門委員会において、学識者や高額療養費を自ら負担する患者団体の委員も参加し、それぞれの立場から意見を述べ合い、慎重な議論が行われているものと認識

しております。

東京都後期高齢者医療広域連合としては、その動向を注視しているところでございます。
以上でございます。

○石川議長

これより討論を行います。

陳情第2号について通告がございましたので、発言を許可いたします。

8番 いたいひとし議員。

○8番 いたい議員

発言通告書に基づいて討論を行います。

陳情第2号に反対の立場で討論をします。

高額な治療を受ける際、患者の自己負担を一定額に抑える高額療養費制度が、医療のセーフティーネットとして、極めて重要な役割を果たしています。

一方、高額療養費については、高齢化や高額薬剤の普及等により、その総額は年々増加しており、現役世代を中心とした保険料が増加する状況となっています。

一方、社会保険料を払う人の負担を軽減することで、自己負担の上限額が引き上げられれば、がんや難病など、治療が長期に渡る患者にとって、生活苦や受診抑制、治療の断念に繋がりがねません。

事実、当事者やその家族から見直しを求める声が上がっています。

現在、国ではその声を受け、多数回該当の限度額の据え置きなどを表明するほか、高額療養費制度のあり方に関する専門委員会を設置し、学識経験者、保険者、患者等の当事者、医療機関、経済界、労働界の意見を代表する委員を集めて、この秋までに方針を発表できるよう、検討を重ねています。

また、超党派の議員連盟も発足し、当事者からのヒアリングや議論も行われています。

こうした動向を踏まえ、現段階で意見書を提出することには反対します。

以上です。

○石川議長

続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

30番 小川龍美議員。

○30 番 小川議員

議長の許可をいただきましたので、陳情第2号「高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう国に意見書を提出することを求める陳情」に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。

高額療養費は、医療費全体の2倍のペースで伸びており、これまで政府与党は、増大する社会保険料の軽減など、制度維持の観点から、負担上限額の見直しが必要としてきました。

高齢化に加え、高額な薬の利用などによって、医療保険の財政が悪化していることから、見直しの議論を進め、支え手となる現役世代の保険料負担を軽減するため、昨年12月、ひと月当たりの負担上限額を段階的に引き上げる方針を決めました。

これに対し、がん患者団体等から懸念の声が上がりました。

連立与党である公明党は、2025年1月30日、全国がん患者団体連合会の天野理事長らから、制度見直しについて意見を聴取し、2月4日、自民、公明両党幹事長会談におきまして、自民党に対し、何らかの対応が必要との問題意識を投げかけた結果、検討を進めることで一致しました。

さらに2月14日、斉藤代表が天野理事長らと面会し、患者団体の要望を直接聴取し、3月5日には石破首相と会談し、高額療養費制度の見直しについて、慎重な立場から対応を求めました。

石破首相は、「丁寧な説明が十分ではないという反省を持っている」と応じ、7日には、がんや難病の患者団体との面会后、8月からの負担上限額引き上げを見送る方針を表明しました。

また、この決定には、立憲民主党など野党の反対だけでなく、与党内からの見直し圧力も影響し、また、公明党は患者に配慮した姿勢を示し、政府方針の転換を後押ししました。

その結果、当初2027年8月までに段階的に引き上げる予定だった上限額は、全面的に凍結され、今年秋までに再検討し、決定されることとなりました。

その後、令和7年5月1日に開催された第194回社会保障審議会（医療保険部会）において、高額療養費制度のあり方に関する専門委員会が設置され、高額療養費制度については検討を行い、秋までに方針を決定するとしております。

これまで、5月26日と6月30日の2回の会議が開催されました。

1回目は専門委員会の設置及び高額療養費制度について協議がなされ、医療保険制度のあり方については、社会経済情勢の変化を踏まえて、不断の見直しの検討を続けていくことは必要であり、高額療養費制度についても、医療保険制度の持続可能性の確保という観点と、患者団体から話があったようなセーフティーネットとしての機能、そのバランスに配慮する

ことが必要という意見が、委員の共通するところであったなどの意見がありました。

また、2回目の専門委員会では、患者団体等からヒアリングを行うため、「慢性骨髄性白血病患者・家族の会」、認定NPO法人「日本アレルギー友の会」、NPO法人「血液情報広場・つばさ」、認定NPO法人「ささえあい医療人権センターCOML」の4団体から聞き取りを行い、質疑と意見交換が行われました。

この専門委員会において、高額療養費制度について改めて検討を行い、秋までに方針を決定するため、現在、会議が進行中であります。

本陳情は、高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう国に意見書の提出を求めるものですが、今は委員会の動向を注視し、結論を待ちたいと思います。

そして、政府に対しては、制度の持続可能性と患者負担への配慮の両面を実現するという責任ある姿勢を求めていると思います。

以上、本陳情に対して反対の討論といたします。

○石川議長

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第2号につきまして、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時57分 閉会

臨時議長 斎藤泰紀

議長 石川義弘

署名議員 田中いさお

署名議員 渡辺純也

令和 7 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長及び副議長の選挙

職 名	氏 名	選挙結果	備 考
議 長	石川 義弘（イシカワ ヨシヒロ）	当 選	台東区議会
副議長	山内 公美子（ヤマノウチ クミコ）	当 選	青梅市議会

2 広域連合長提出議案の議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
同意第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7 月 31 日	同 意
同意第 2 号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7 月 31 日	同 意
同意第 3 号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7 月 31 日	同 意
同意第 4 号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	7 月 31 日	同 意
議案第 13 号	令和 7 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）	7 月 31 日	原案可決
議案第 14 号	令和 7 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	7 月 31 日	原案可決
議案第 15 号	東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例	7 月 31 日	原案可決
議案第 16 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7 月 31 日	原案可決
議案第 17 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7 月 31 日	原案可決
議案第 18 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7 月 31 日	原案可決

3 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

(1) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員

氏 名	選挙結果	備 考
高村 直樹（タカムラ ナオキ）	当 選	江東区選挙管理委員会
池田 祥子（イケダ サチコ）	当 選	小金井市選挙管理委員会
鈴木 利廣（スズキ トシヒロ）	当 選	文京区選挙管理委員会
永田 政弘（ナガタ マサヒロ）	当 選	小平市選挙管理委員会

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員

氏 名	選挙結果	順 位	備 考
古川 斗記男（フルカワ トキオ）	当 選	第1順位	渋谷区選挙管理委員会
黒澤 菜穂子（クロサワ ナオコ）	当 選	第2順位	多摩市選挙管理委員会
大畑 修（オオハタ オサム）	当 選	第3順位	北区選挙管理委員会
田嶋 光男（タジマ ミツオ）	当 選	第4順位	あきる野市選挙管理委員会

4 陳情

番 号	件 名	議決年月日	結 果
陳情第1号	後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長するよう国に意見書を提出することを求める陳情	7月31日	不採択
陳情第2号	高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう国に意見書を提出することを求める陳情	7月31日	不採択

東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	池田 ともり
2	港区議会	ゆうき くみこ
3	新宿区議会	渡辺 清人
4	台東区議会	石川 義弘
5	墨田区議会	佐藤 篤
6	目黒区議会	おのせ 康裕
7	大田区議会	大森 昭彦
8	世田谷区議会	いたい ひとし
9	渋谷区議会	一柳 直宏
10	中野区議会	森 たかゆき
11	北区議会	青木 博子
12	荒川区議会	斎藤 泰紀
13	板橋区議会	田中 いさお
14	練馬区議会	上野 ひろみ
15	足立区議会	ただ 太郎
16	葛飾区議会	伊藤 よしのり
17	江戸川区議会	島村 和成
18	青梅市議会	山内 公美子
19	府中市議会	前川 浩子
20	昭島市議会	渡辺 純也
21	調布市議会	古川 陽菜
22	町田市議会	今村 るか
23	小金井市議会	清水 学
24	小平市議会	佐藤 徹
25	日野市議会	田原 茂
26	東村山市議会	村山 じゅん子
27	国分寺市議会	高野 ふみお
28	国立市議会	石井 伸之
29	福生市議会	三原 智子
30	瑞穂町議会	小川 龍美
31	八丈町議会	山本 忠志